

令和８年度和歌山市宅配便等配達業務委託 入札仕様書

- 1 業務の名称 和歌山市宅配便等配達業務委託
- 2 契約の内容 和歌山市の発送する宅配便及びメール便の配達
- 3 契約の期間 令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
- 4 発送見込数 宅配物 年間 約３，７６０個
メール便 年間 約１９，０００個

5 入札金額の記載方法について

入札金額については、次の（１）及び（２）に掲げる額の合計金額とする。ただし、当該合計金額には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。

（１）入札者が別表１に掲げる宅配便の配達地域及び配達物の大きさに応じて見積もった単価に同表に掲げる発送見込数を乗じて得た額

（２）入札者が別表２に掲げるメール便の大きさに応じて見積もった単価に同表に掲げる発送見込数を乗じて得た額

6 契約方法 単価契約

7 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より５日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の１７時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

別表1 令和8年度宅配便発送見込表

	3辺合計60cmまで 2kgまで	3辺合計80cmまで 5kgまで	3辺合計100cmまで 10kgまで	3辺合計120cmまで 15kgまで	3辺合計140cmまで 20kgまで	3辺合計160cmまで 25kgまで
和歌山	400	2,500	100	30	10	1
北海道	1	1	1	1	1	1
東北 秋田 青森 岩手 福島 宮城 山形	1	1	1	1	1	1
関東 東京 山梨 群馬 埼玉 千葉 栃木 茨城 神奈川	50	100	50	20	10	1
信越 長野 新潟	1	1	1	1	1	1
中部 三重 岐阜 愛知 静岡	10	10	5	1	1	1
北陸 福井 石川 富山	1	1	1	1	1	1
関西 大阪 兵庫 奈良 京都 滋賀	100	200	50	10	10	5
中国 岡山 鳥取 広島 島根 山口	5	5	1	1	1	1
四国 徳島 香川 高知 愛媛	5	5	1	1	1	1
九州 福岡 佐賀 大分 長崎 熊本 宮崎 鹿児島	5	5	5	1	1	1
沖縄	1	1	1	1	1	1
					合計	3,751

別表2 令和8年度メール便発送見込表

サイズ区分	通数
A4 厚さ1cmまで	18,000
A4 厚さ2cmまで	1,000
合計	19,000

規格は、3辺合計60cm以内、重量は1,000グラム以内とする。

(案)

宅配便等配達業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、和歌山市の発送する宅配便及びメール便の配達について、約款に、以下の特約を付して契約を締結する。

（発送料金）

第1条 発送料金は、それぞれ別表1及び別表2に掲げる金額とする。

（発送料金の支払）

第2条 乙は、発送料金を毎月月末で締め切り、翌月甲に請求するものとする。

2 請求額は、単価に発送件数を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税分を加算した額とする。ただし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に発送料金を、乙に支払わなければならない。

4 甲は、その責めに帰すべき事由により前項の規定による発送料金の支払が遅れた場合は、未払い金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を乙に支払わなければならない。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（甲の解除権）

第4条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）委託業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

（3）第8条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事情によるものであるときは、この限りではない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、発送業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する発送料金を乙に支払わなければならない。

（暴力団等排除に係る解除）

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（7）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲が前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第6条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

（1）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（3）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（4）排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付

命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(秘密の保持等)

第7条 乙は、發送業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、發送業務に従事する者が發送業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の發送業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第8条 乙は、發送業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第9条 乙は、發送業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。)を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして第8条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(合意管轄)

第10条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 和歌山市七番丁 2 3 番地
和歌山市
和歌山市長 尾 花 正 啓

乙

別表1 <令和8年度宅配便単価表>

1 個当たりの単価

区 分	3 辺合計 60 cmまで 2kg まで	3 辺合計 80 cmまで 5kg まで	3 辺合計 100cm まで 10kg まで	3 辺合計 120cm まで 15kg まで	3 辺合計 140cm まで 20kg まで	3 辺合計 160cm まで 25kg まで

別表2 <令和8年度メール便単価表>

1 個当たりの単価

サイズ区分	
A4・厚さ 1cm まで	円
A4・厚さ 2cm まで	円

・規格は3 辺合計 60 c m以内、重量は 1, 000 g 以内とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。